

別紙【意見の概要とそれに対する市の考え方】

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	・ 62 ページ 第 6 章「1 文化財の保存・活用に関する現状と課題」、方向性 1 [課題] のうち、「文化財に対する興味関心が高めるために情報発信の取組が必要」の部分は、正しくは「文化財に対する興味関心が高めるために情報発信の取組が必要」ではないか	ご指摘のとおりですので、第 6 章の 1 「文化財の保存・活用に関する現状と課題」の方向性 1 [課題] の文章を「文化財に対する興味関心が低下しているため、興味関心が高めるために情報発信の取組が必要」に修正いたします。
2	・ 2 ページ 序章「計画の背景と目的」の「本市固有の歴史文化の保存と活用を進め、将来へ引き継いでいくことを目的として」の部分は、文化財の「活用」に対する方針をより具体的に明示するため、「本市固有の歴史文化を保存・継承するとともに、地域資源として積極的に活用し、住民の学び・交流、観光・地域振興に寄与することにより、将来へ引き継いでいくことを目的として」に修正することを提案します。	計画案の趣旨は本市固有の歴史文化を広く積極的に保存・継承することでありますので、計画作成の目的は原案の「本市固有の歴史文化の保存と活用を進め、将来へ引き継いでいくこと」とした上で、第 5 章～第 6 章の基本目標、基本的な方向性、課題・方針に基づき、地域資源として文化財を積極的に活用し、住民の学び・交流、観光・地域振興につながる取組を進めてまいります。
3	・ 61 ページ 【基本的な方向性】方向性 3 : 「文化財を活かす、発信する」は、抽象的で具体的な方向性が見えにくいため、「文化財を教育、観光、地域振興など多様な分野において積極的に活用し、市民が学び・体験を通じてその価値に触れる機会を創出することで、文化財への理解を深め、郷土への誇りを醸成する。また、観光部局と連携し、文化財を地域資源として戦略的に位置づけ、市外にもその魅力を積極的に発信することで、来訪者の増加や地域の活性化につなげる。」修正することを提案します。	文化財を多様な分野、様々な方法で積極的に活用することは重要な視点であると認識しております。 第 5 章の 1 「文化財の保存・活用に関する目標」の [基本的な方向性] 方向性 3 は原案の「文化財を活かす、発信する」とした上で、その説明の文章を「文化財を教育、観光、地域振興など多様な分野で積極的に活用し、市民がその価値に触れる機会を創出することで郷土への誇りを醸成し、市民が歴史文化とともに生きていくまちを目指す。また、文化財を地域資源として位置づけ、市外にもその魅力を積極的に発信し、来訪者の増加や地域の活性化につなげる。」に修正いたします。 その上で、第 6 章の 2 「文化財の保存・活用に関する基本的な方針」の方向性 2 および方向性 3 に関する方針に基づき、文化財の積極的な活用、発信を進めてまいります。

4	・ 63 ページ 方向性 3「文化財を活かす、発信する」に関する現状と課題の記載について、文化財の「活用」に対する捉え方が、説明板やガイド整備、施設公開といった「情報発信」に偏重している印象が否めません。 「文化財の活用」の意味について、単なる情報の提供にとどまらず、住民や来訪者が文化財の価値を能動的に享受する「参加型・双方向性」の視点を取り入れた再定義が必要と考えます。体験・教育・地域との連動といった、文化財を使った「参加型の価値創出」に関して、改めてどのような現状と課題と有しているのかを明らかにし、追記されることを提案します。	「文化財の活用」には情報発信とともに体験・教育・地域との連動といった文化財を使った「参加型・双方向性」の取組も含まれるものと認識しております。 第 6 章の 1「文化財の保存・活用に関する現状と課題」のうち、方向性 3「文化財を活かす、発信する」に関する現状と課題に「市民が現地で文化財の価値に触れることができる機会が少ないため、地域と連携して文化財を現地で活用する参加型の取組が必要」を追記いたします。 その上で、第 6 章の 2「文化財の保存・活用に関する基本的な方針」の方向性 2 および方向性 3 に関する方針に基づき、現地での受け入れ体制の整備、住民や来訪者が文化財の価値を能動的に享受する「参加型・双方向性」の視点を取り入れた取組を進めてまいります。
5	・ 64 ページ 方向性 2「文化財を守る、磨き上げる」に関する方針において、より上位の文化財指定を目指すことは、住民の誇りの醸成、保存等にかかる金銭的・技術的支援の拡大、市の財政負担の軽減という観点からも大変意義があり、市として積極的に取り組むべき施策と考えます。このため、下記の項目を新たに設けることを提案します。 <u>文化財の上位指定を推進する</u> ・上位指定の候補たりうる文化財について、体系的な整理・把握を行う ・価値評価や歴史的背景に関する調査研究を、市が主導して実施する ・上位指定に意欲のある文化財所有者に対し、申請手続等を支援・伴走できる体制を整備する	市・県の指定文化財が市指定から県指定、あるいは県指定から国指定にあらためて指定されることは、大変意義があることと認識しております。 文化財指定の推進については、第 7 章の 1「文化財の保存・活用に関する措置の内容」のうち、方向性 1「文化財を知る、見つける」に関する方針への措置に記した「文化財の指定、登録」の中で、文化財指定に向けた調査研究など文化財所有者と連携した取組を進めてまいります。
6	・ 65 ページ 方向性 3「文化財を活かす、発信する」に関する方針において、観光部局との連携は、単なる広報・発信にとどまらず、より実践的かつ地域経済との接点を持つ分野へと広がるべきものと考えます。 そのため、「文化財を観光資源として捉え、文化財を軸とした交流人口の拡大につながる発信・受入体制・周遊ルート等を観光部局と連携して整備する」旨に修正されることを提案します。	観光部局との連携は、広報・発信にとどまらず地域経済の視点からも展開すべきものと認識しております。 第 6 章の 2「文化財の保存・活用に関する基本的な方針」の方向性 3「文化財を活かす、発信する」に関する方針のうち、「文化財を活用する体制を整備する」の説明を「文化財を観光資源として活用し、文化財を軸とした交流人口の拡大につながる情報発信体制・受入体制・周遊ルート等を観光部局と連携して整備する」に修正いたします。 その上で、第 7 章の 1「文化財の保存・活用に関する措置の内容」の中で、文化財を観光資源として活用する取組を観光部局と連携して進めてまいります。

7	・ 65 ページ 方向性 3「文化財を活かす、発信する」に関する方針において、文化財の活用に着意的な所有者の取組を支援するため、下記の項目を新たに設けることを提案します。 <u>活用に着意的な文化財所有者の取組を支援する</u> ・ 文化財の活用に関する企画や運営方法について、行政が専門的知見を提供する「相談・伴走型の支援体制」を整備する ・ 行政・観光協会・文化財所有者等の関係者によるネットワークの創出と意見交換の場を設置する ・ 公開・体験・学習活動等への協力に対し、助成、顕彰、広報支援等のインセンティブを検討し、所有者の取組意欲を後押しする	文化財所有者の取組への支援については、第 7 章の 1「文化財の保存・活用に関する措置の内容」の方向性 2「文化財を守る、磨き上げる」に関する方針への措置に「文化財所有者・関係団体への支援体制整備」を追記し、文化財所有者に対する情報提供、関係者によるネットワークの創出などを通じ文化財所有者の取組を支援してまいります。
8	・ 65 ページ 方向性 3「文化財を活かす、発信する」に関する方針において、「関連文化財群」としての連携的な取組を推進するため、下記の項目を新たに設けることを提案します。 <u>文化財群を活かした連携を促進し、ストーリー性のある発信を展開する</u> ・ 関連文化財群ごとに、文化財所有者・観光協会・行政等が参加する協議会を設置し、連携体制の強化と継続的な意見交換の場を構築する ・ 文化財群を活かした共同イベントや体験型コンテンツの開発に対して、助成・広報・人材面での支援を行い、群としての魅力発信力を高める	「関連文化財群」の連携的な取組については、第 7 章の 1「文化財の保存・活用に関する措置の内容」の方向性 2「文化財を守る、磨き上げる」に関する方針への措置に「文化財所有者・関係団体への支援体制整備」を追記し、文化財群を活かした連携の促進、ストーリー性のある発信を展開してまいります。
9	・ 65 ページ 村上市のように伝統的な景観や祭礼文化を有する地域は、国際的な関心を集める素地があるにもかかわらず、これまで十分に活かされてきませんでした。とりわけ、村上祭りの屋台行事のユネスコ無形文化遺産登録も視野に入れる中で、今後のインバウンド増加に備え、情報提供と体験機会の両面から外国人観光者への対応を強化することが求められます。 このため、方向性 3「文化財を活かす、発信する」に関する方針において、案内板やパンフレット、ホームページの多言語対応のための補助、外国語対応ガイドの養成・派遣など、外国人観光者の受入体制の整備を明示的に盛り込むことを提案します。	外国人観光者への対応強化は今後一層重要になるものと認識しております。 第 6 章の 2「文化財の保存・活用に関する基本的な方針」の方向性 3「文化財を活かす、発信する」に関する方針に「文化財説明看板、パンフレット類の多言語化を進め、外国人観光者の受入体制を整備する」を追記し、情報提供と体験機会の両面から外国人観光者を受け入れる体制の整備を進めてまいります。

10	・ 63～67 ページ 上記の提案を踏まえ、66 ページ以降の第 7 章「文化財の保存・活用に関する措置」において、これらの視点を反映した具体的な施策を明記されることを提案いたします。 また、本計画案においては、今後の事業内容として本提案と重なる一部の取組もすでに記載されておりますが、63～65 ページに示された各方向性の項目においてこそ、ご提案申し上げたようなより踏み込んだ具体的施策を明示いただくことで、計画全体の実効性が一層高まり、本市の文化財行政における方向性と将来展望がいっそう明確になるものと考えます。	2 から 9 のご提案については、第 7 章「文化財の保存・活用に関する措置」の実施に向けた参考とし、ご指摘のありました文化財の多分野での活用、文化財の修理・保存等への支援の拡充、関連文化財群ごとの連携体制整備などの具体的な取組を進めてまいります。
----	---	---